

## 著作権等管理事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

### 1. 著作権等管理事業法施行規則の一部を改正する省令案について

今回の省令案第14条の「利用者からの意見聴取を疎明する書面」(以下、疎明書面)は、著作権等管理事業者が使用料規程に関して利用者からの意見を適切に聴取したか否かを示す重要な資料であり、利用者も閲覧できるようにすべきです。

また、著作権等管理事業者から届出のあった使用料規程が著作物等の円滑な利用を阻害するものでないかを文化庁長官が適切に判断できるようにするため、疎明書面の提出にあたっては、著作権等管理事業者に対し、「当該利用者から疎明書面の確認を求めること」を義務付けるべきであると考えます。

### 2. 著作権等管理事業法の見直し検討の継続の必要性について

文化庁は平成28年度に、有識者からなる委員会を組織し、「著作権等の集中管理の在り方に関する調査研究」を実施したうえで、報告書を公表しています。

同報告書は、検討の視座として、「市場の失敗への留意」を挙げ、「著作権者等の保護と著作物等の利用の円滑化という法目的を達成するには、著作権等に係る取引を完全な当事者間の交渉に委ねた場合に生じ得る弊害を想定しつつ、市場の失敗が生じる可能性に留意した制度設計を検討することが必要と考えられる」としていますが、利用者側が求める制度改正の多くの重要事項について、制度変更の必要性を認めない、または運用上の工夫で対応できる趣旨の結論となっています。

当連盟は、平成28年6月に行われた著作権等管理事業法に関連する規制等への意見募集に対して、専ら利用者の立場から次頁のような意見を申し述べました。デジタル・ネットワーク社会の進展により、権利者および利用者の双方の多様化が拡大し続けており、著作権等の管理をめぐる状況がより一層、複雑化するなか、早急な対応が必要であると考えます。

文化庁におかれては、多くの利用者から当連盟と同様の問題意識が示されていることを踏まえ、引き続き適切な法制度上の措置をとられるよう、この機に改めて要望いたします。

(参考)

著作権等管理事業法に関連する規制等への意見<平成28年7月意見の抜粋>

(使用料規程に関する協議)

- 法は、指定管理事業者が使用料規程を定め、あるいは変更しようとする際に、利用者代表から協議の申込みがあった場合に、指定管理事業者に対して、協議に応じることを義務付けているが、これを全ての管理事業者について義務化すべきである。また、文化庁長官が、管理事業者から届出のあった使用料規程の内容について、著作物等の円滑な利用を阻害するものでないかを適切に判断できるようにするため、「疎明する書面」の提出にあたっては、管理事業者に対し、「当該利用者に疎明書面の確認を求めること」を義務付けるべきである。
- 多くの利用区分において、利用者代表と指定管理事業者との間の協議が長期間に及んでいる実態に鑑み、法が定める利用者代表が協議を求めた場合の使用料規程の実施禁止期間は、延長する必要がある。

(利用者代表の要件)

- 法が定める利用者比率や使用料比率では、いずれの利用者も利用者代表とは認められない場合があり、法が予定している当該管理事業者と利用者との協議が行われないことが起こりうるので、少なくとも指定管理事業者と利用者代表との協議については、利用者代表と認める要件の変更や、複数の利用者代表を認めるなどの措置が必要である。
- あわせて、近年、著作物等の利用形態や流通形態が多様化し、既存の業界団体が単独で利用者代表や利用者団体とは認められない場合があることなどから、利用者が利用者代表を組織するのが容易ではない状況がある。よって、「利用区分」については、著作物等の種類や利用方法の別だけではなく、著作物等を利用したコンテンツの種別等に応じても区分できるようにするなど、柔軟な法の運用が必要である。

(法の適用対象となる管理事業)

- 法は、信託契約や特定の委任契約に基づき受託者が使用料の額を決定する、いわゆる一任型の管理事業を対象としているが、管理事業に登録制を導入した主旨からすれば、非一任型の管理の形式を採りつつ、実質的に一任型の管理を行う場合についての所要の制度整備を検討する必要がある、法が適用されない「委託者が使用料の額を決定する場合」の類型を現状に照らして精査すべきである。

(情報の提供)

- 同一の分野に複数の管理事業者が存在する場合は、個々の著作物等の利用に際して管理著作物や管理範囲の確認に相当の労力を要している現状を改善するため、管理事業者に対する情報提供の努力義務は、義務化すべきである。